平成２７年（フ）第１６０号
和歌山市吉礼676番地の16
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
和歌山市堀止西２丁目２番４号
債務者　楠見　了干
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
和歌山市野崎188番地の１　グランドハイツ野崎601号室
債務者　渡部　敏成
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４４号
神戸市東灘区御影山手５丁目８番６号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目13番６号
債務者　木村三雄こと　崔　　三雄
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４５号
神戸市東灘区御影山手５丁目８番６号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目13番６号
債務者　木村　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８１号
神戸市須磨区南落合２丁目２番510―402号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田1242番地の15　松本ハイツ東203号
債務者　竹内　達也
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９０号
神戸市中央区野崎通３丁目１番19―402号
債務者　飯田　綱一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２６号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番18―506号
債務者　須藤　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字村東2336番地の２　エミネンス名西105号
債務者　泉　由紀子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２号
松江市秋鹿町423番地
債務者　井原　順子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
神奈川県三浦郡葉山町長柄４番地の１
債務者　本村　高吉
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目５番18号　北村ハイツ201
債務者　小笠原典子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１０５号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目24番19号　清和荘
債務者　林　　幹生
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８９号
青森県弘前市大字御幸町10番地４　メゾン御幸Ｂ―205号
債務者　白戸　輝美
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市久比里１丁目21番９号　山本方
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５９５号
愛知県津島市唐臼町四反田１番地　市営唐臼住宅Ｄ棟10号
債務者　松門由美子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１５号
名古屋市昭和区緑町１丁目21―４　ハイツ緑203号室、住民票上の住所岐阜県土岐市肥田町浅野783番地の１
債務者　加藤　丈典
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部